

事 務 連 絡
令和元年 8 月 23 日

都道府県民生主管部（局）
介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課
老人保健課

「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」
（令和元年8月6日事務連絡）の追加について

介護保険制度の円滑な運営につきまして、平素よりご理解とご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」については、令和元年 8 月 6 日付厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡にて送付し、一部資料について別途送付予定であることをお知らせしているところです。

今般、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について」（令和元年 8 月 13 日老推発 0813 第 1 号・老高発 0813 第 1 号・老振発 0813 第 1 号・老老発 0813 第 1 号）の発出を受け、別添のとおり、追加となる資料を作成しましたので送付いたします。

つきましては、介護保険事務処理システム改修の参考としていただきますよう、貴管内市町村等の関係する担当者へ周知するとともに、システム改修の漏れ等が生じることのないよう特段のご配慮をよろしくお願いします。

なお、本追加資料につきましては、後日、WAMNET に掲載する予定であることを申し添えます。

<照会先> 電話03-5253-1111（代）

【介護報酬改定関係】

老人保健課 渡辺（内線3961）

【インタフェース関係】

介護保険計画課 清水（内線2166）

<添付資料>

前回事務連絡(令和元年8月6日付)から追加として送付する資料は、次のとおり。
なお、資料名称の後ろに、照会先となる担当課名を両括弧書きで記載。

I 介護報酬改定関係資料(老人保健課)

資料 3 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について(平成12年3月8日老企第41号)の一部改正

- ① 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正
- ② 介護給付費算定に係る体制等に関する届出における留意点についての一部改正別表

資料 4 特定診療費算定・特別療養費算定・特別診療費算定に必要な事業所届出項目

資料 7 介護給付費請求書等の記載要領について(平成13年11月16日老老発第31号)の一部改正

- ① 介護給付費請求書等の記載要領について
(「②介護給付費請求書等の記載要領について(別表)」は変更なし。)

※ 上記以外の資料については、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について」(令和元年8月6日付厚生労働省老健局介護保険計画課・振興課・老人保健課事務連絡)にて送付した資料をご参照ください。